

平成27年度 職場意識改善助成金（職場環境改善コース）

助成金制度の概要

中小企業が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定外労働時間の削減」、「年次有給休暇の取得促進」等に必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

助成内容等

<支給対象となる取組例>

- ◇労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等）の導入・更新
- ◇労働能率の増進に資する機器等（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト等）の導入・更新
- ◇社会保険労務士によるコンサルティング

<助成額>

助成割合は助成対象の費用の最大3/4、最小1/2 上限額100万円

平成27年度 職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）

助成金制度の概要

中小企業が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定労働時間の短縮」に必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

助成内容等

<支給対象となる取組例>

- ◇労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等）の導入・更新
- ◇労働能率の増進に資する機器等（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機等）の導入・更新
- ◇社会保険労務士によるコンサルティング

<助成額>

助成割合は助成対象の費用の3/4、上限額50万円

働き方改革の推進にむけた主な取組

- ◆ 本省と都道府県労働局が連携して、下記の取組を実施
 - ① 企業の自主的な働き方の見直しの推進
 - ② 地域における働き方改革の気運の醸成
 - ③ 都道府県労働局と地方公共団体の連携 等

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を超えた、働き方そのものの見直しが必要で、企業トップの強いリーダーシップが不可欠。

本省幹部による**業界の**

リーディングカンパニーへの訪問

7月21日現在47社（*）を訪問

* 日新火災（12／4山本副大臣）、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など

引き続き、働きかけを実施

都道府県労働局長による**地域の**

リーディングカンパニーへの訪問

5月31日までに、全国で約300社を訪問
都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「**働き方改革推進本部**」を設置（前述）

* 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上働き方改革を推進

管内の企業トップへの働きかけを実施

◆ 先進的な取組事例等について、**ポータルサイトを活用して情報発信**（1月30日開設）

- ☞ **企業**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、その結果に基づき対策を提案
- ☞ **社員**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、自らの働き方・休み方を振り返る機会を提供
- ☞ 地方公共団体における働き方改革の取組事例（知事等のメッセージや宣言など）を掲載

地域の実情に応じた取組を国・地方公共団体が一体となって推進

長時間労働削減推進本部

本部長 厚生労働大臣
本部長代理 厚生労働副大臣 (労働担当)
事務局 労働基準局長
構成員 事務次官、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、大臣官房総括審議官 (国会担当)、大臣官房審議官 (労働条件政策担当)、大臣官房審議官 (賃金、社会・援護・人道調査担当)、安全衛生部長

過重労働等撲滅チーム

主査 大臣官房審議官 (労働条件政策担当)

働き方改革推進プロジェクトチーム

主査 事務次官
構成員 労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、大臣官房総括審議官 (国会担当)、大臣官房審議官 (賃金、社会・援護・人道調査担当) (事務局 労働基準局)

◆働き方改革の推進に向けた地方 (働き方改革推進本部) への指示

- ・働き方改革の推進
- ・女性活躍支援 等
- ◆本省促進チームによる働き方改革の推進
- ・企業経営陣への働きかけ 等

指示

働き方改革推進本部

(本部長 都道府県労働局長)

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ (仕事の進め方の見直しによる時短など)
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成 (年次有給休暇の取得促進など)

〈協力要請・連携〉

- ・都道府県
- ・市町村
- ・事業主団体
- ・労働団体 等

省内長時間労働削減推進チーム

主査 大臣官房総括審議官 (国会担当)

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の創出

(参考資料)

平成 27 年版男女共同参画白書コラム（抜粋）

配偶者が転勤しても働き続けられるネットワークづくりの試み

平成 26 年 11 月、全国の地方銀行 64 行の頭取が「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」を発足させた。発足と同時に採択した「行動宣言」では、「自ら行動し、発信する」、「現状を打破する」、「ネットワーキングを進める」の 3 本の柱で、女性活躍に関する自主目標の設定、組織の意識変革、男女の働き方の変革や地域社会への働きかけ等を進めることを表明している。

会の発足以降進めてきたのが、配偶者の転勤に伴い退職する行員（特に女性）が、希望する場合に別の地方銀行で再就職できるようにする仕組みづくりだ。職業安定法や個人情報保護法等、法的な問題等を整理・検討し、平成 27 年 4 月から運用を開始した。

地銀頭取の会では、会員各行の職員が配偶者の転勤等でやむなく退職する職員が少なくない中、そのキャリアを継続できる連携策を検討してきた。この仕組みを利用すれば、配偶者の転勤や、実家の親の介護等の都合により転居しても、転居先で仕事が続けられる。また、地方銀行にとっても、同じ業界の経験を有する即戦力の人材を確保しやすくなるメリットがある。今回新たに全都道府県をカバーする「会員各行の人事担当窓口のネットワーク」を整備し、当事者銀行が相対で紹介を行う仕組みを構築した。また、紹介先銀行に通知される紹介希望者に関する情報は、書式を定型化することにより、金融機関勤務者としてのスキル・経験がアピールしやすいよう工夫を行っている。

地域経済を支える地方銀行が、この取組を通じて、女性の活躍を通じた地域活性化の新たなモデルとなれるか、注目される。



「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(2) 長時間労働の削減等の働き方改革
小項目	② 女性の活躍促進や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境整備を図るため、都道府県労働局における体制を整備・強化する。
該当施策名 (事業名)	マタニティ・ハラスメントへの厳正な対処、体制整備等
該当施策の背景・目的	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティ・ハラスメント」）は、近年相談件数が増加傾向にあり、昨年の最高裁判決等により社会的関心が高まっているところ。一方で、マタハラが法律に違反する行為という理解が事業主、労働者ともに進んでいないことから、マタニティ・ハラスメントの未然防止を図るとともに、相談体制の強化を図るもの。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 ⑤ その他（具体的に： 検討中 ）
該当施策概要	「女性活躍加速のための重点方針 2015」の趣旨を最大限に踏まえて最も効果的な対応ができるよう、様々な角度から鋭意検討を進めているところ。 なお、3（6）②も同趣旨である。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課

公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて（案）

平成 27 年 月 日
仕事と生活の調和連携推進・評価部会

1. 趣旨

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等にも位置づけられている公共調達において企業を評価する取組の推進は、現在「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成 26 年 8 月 5 日男女共同参画推進本部決定)」を踏まえ進められているところ。

さらに、ワーク・ライフ・バランス等の推進は女性活躍の前提でもあり、企業等の取組に対するインセンティブとしても重要であることから、今回、「女性活躍加速に向けた重点方針 2015（平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」において、

「女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。」

とされ、より幅広くワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する枠組みの導入による当該企業の受注機会の拡大を図ることとされた。

本連携推進・評価部会においては、この枠組みの導入を進めるため、これまでの研究実績をサーベイし、企業等に対しヒアリングを行うこと等により、ワーク・ライフ・バランスに関し議論、評価を行うことを通じて、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価していくための考え方についてとりまとめ、ワーク・ライフ・バランスレポートにも位置付けていくこととする。

その際、生産性や持続可能性など、働く者に加え、企業自身、また顧客にとっての品質確保、品質向上など多様な視点から、捉えることとする。

2. 公共調達に関する進め方（案）

第34回（平成27年8月4日）

- ・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する公共調達における評価について①
（論点整理、フリーディスカッション）

第35回（平成27年10月上旬）

- ・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する公共調達における評価について②
（企業ヒアリング、有識者ヒアリング、報告案 等）

第36回（平成27年11月上旬）

- ・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する公共調達における評価について③
（報告決定）

第37回（平成28年1～2月頃）

- ・「仕事と生活のレポート2015」（案）とりまとめ

仕事と生活の調和に関する施策の総合的な推進

仕事と生活の調和推進官民トップ会議 「憲章」及び「行動指針」の推進、評価

(団体の代表者)
榊原 定夫
三村 明伸
古賀 直美
岡本 啓二
山田 三郎

一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
日本労働組合総連合会会長
NIHK関係労働組合連合会議長
全国知事会会長

(有識者)
大沢 真知子
権文 英博
佐藤 博樹
樋口 美雄

日本女子大学人間社会学部教授
亜細亜大学経済学部教授
中央大学大学院戦略経営研究科教授
慶應義塾大学商学部教授

(関係閣僚)
内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(男女共同参画) (ほか)

平成19年12月18日 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」の策定

それまでは、働き方の見直しは個々の企業の取組に依存 → **社会全体を動かす大きな契機に!**

平成22年6月29日 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」の改定

仕事と生活の調和連携推進・評価部会

(団体の代表者)
大日向 雅美
大曲 昭恵
小林 治彦
才木 誠吾
高橋 晴樹
南部 美智代
長谷川 真理
福田 明子
輪島 忍
(有識者)
阿部 正浩
大沢 真知子
権文 英子
榊原 智子
佐藤 博樹
樋口 美雄

男女共同参画推進連携会議議長
福岡県副知事
日本商工会議所産業政策第二部長
情報産業労働組合連合会政策局長
全国中小企業団体中央会専務理事
日本労働組合総連合会副事務局長
(公財)日本生産性本部ダイバーシティ推進室長
JEC連合特別中央執行委員
(一社)日本経済団体連合会労働法制本部長

中央大学経済学部教授
日本女子大学人間社会学部教授
亜細亜大学経済学部教授
読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
中央大学大学院戦略経営研究科教授
慶応義塾大学商学部教授

仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議

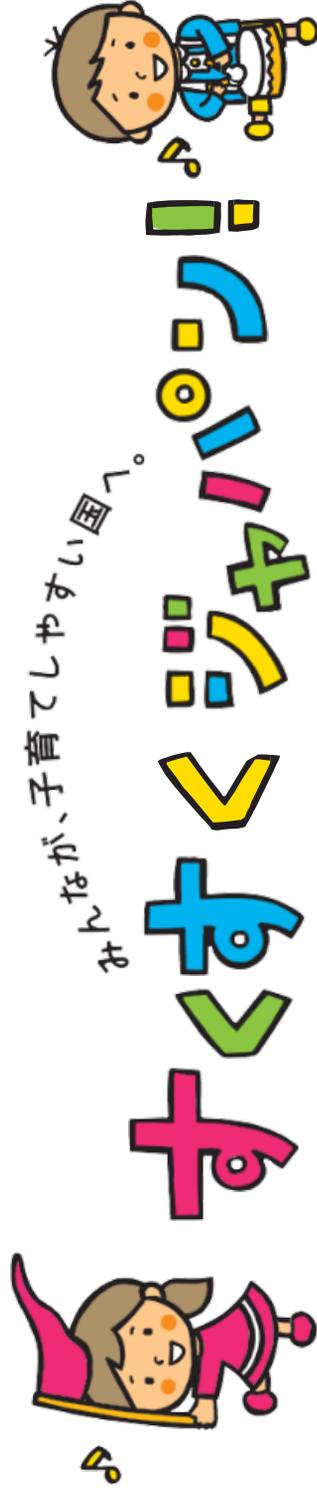
議長
構成員

内閣府 仕事と生活の調和推進室長
人事院 職員福祉局職員福祉課長
内閣官房 内閣参事官(内閣人事局)
内閣府 仕事と生活の調和推進室長代理
内閣府 仕事と生活の調和推進室次長
内閣府 仕事と生活の調和推進室参事官
総務省 大臣官房企画課長
文部科学省 生涯学習政策局参事官
厚生労働省 労働政策担当参事官
厚生労働省 労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長
経済産業省 経済産業政策局産業構造課長

社会全体での取組を推進するために、経済界、労働界、国・地方公共団体、民間企業が力を合わせる必要があるため、官民連携・評価や連帯を中心とした取組の輪を広げていく。

「女性活躍加速のための重点方針 2015」 該当箇所	
大項目	3. 女性活躍のための環境整備
中項目	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応
小項目	<p>① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化社会対策大綱（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）に基づき、消費税財源から確保する 0.7 兆円程度を含め、1 兆円超程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。
該当施策名 (事業名)	子ども・子育て支援新制度
該当施策の背景・目的	<p>現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいる。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない。また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多い。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要である。これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められている。</p>
該当施策の政策手段の分類	<p>A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算：717,527 百万円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。</p> <p>D 機構定員要求 E その他（具体的に：)</p>
該当施策概要	<p>○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。</p> <p>① <u>子どものための教育・保育給付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費） ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費） <p>② <u>地域子ども・子育て支援事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援 ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 等

問い合わせ先 部局課	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
---------------	------------------------------



子ども・子育て支援新制度について

平成27年7月

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。 幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月に本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法



◆ 主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

地域の实情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

〔 子ども・子育て支援新制度の
主なポイント 〕

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、**一定規模の子ども集団を確保**しつつ、教育・保育の提供が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、**小規模保育等として、身近な場所**で**保育の維持**が可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、**在宅の子育て家庭**に対する**支援**を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

① **認定こども園制度の改善**
・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域实情に応じた展開が可能

② **小規模保育等への財政支援の創設**
・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

③ **地域の实情に応じた子育て支援の充実**
・地域の实情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、**待機児童の解消**が可能

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、**機動的な待機児童対策**を講じることが可能

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、**多様な保育ニーズ**に応える**事業**を中心に展開

新制度の基盤

④ **市町村が実施主体**

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

⑤ **社会全体による費用負担**

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

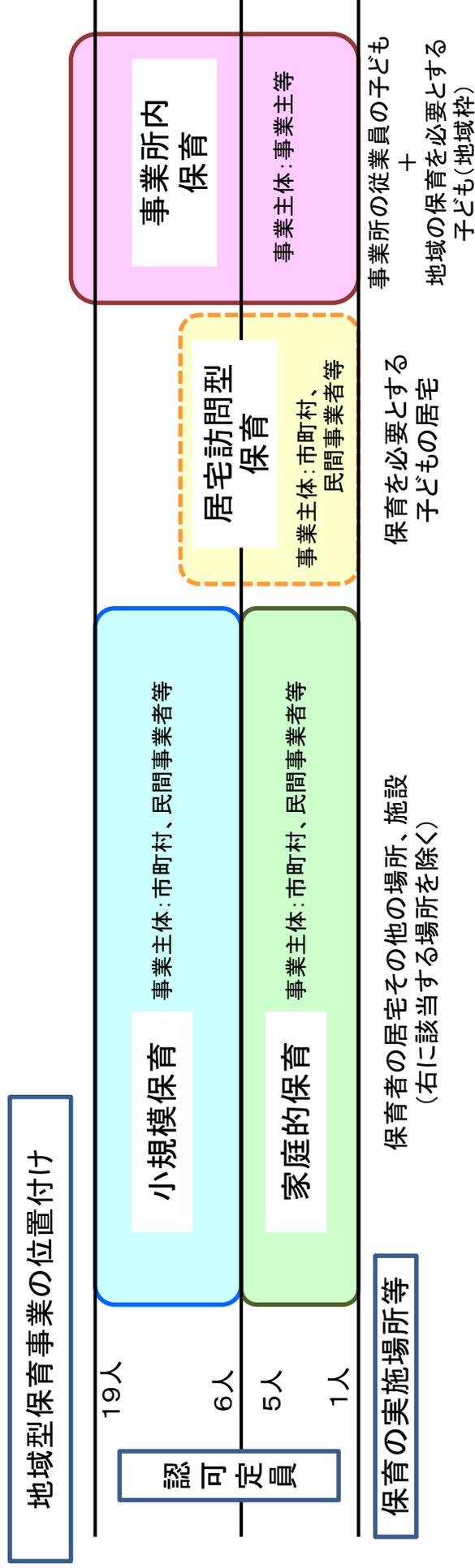
- ・実費徴収補給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
- ◇ 居宅訪問型保育
- ◇ 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能の維持・確保することを目指す。



地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機能間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所に預かり、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについてもついて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

129

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補給付を行う事業【新規】

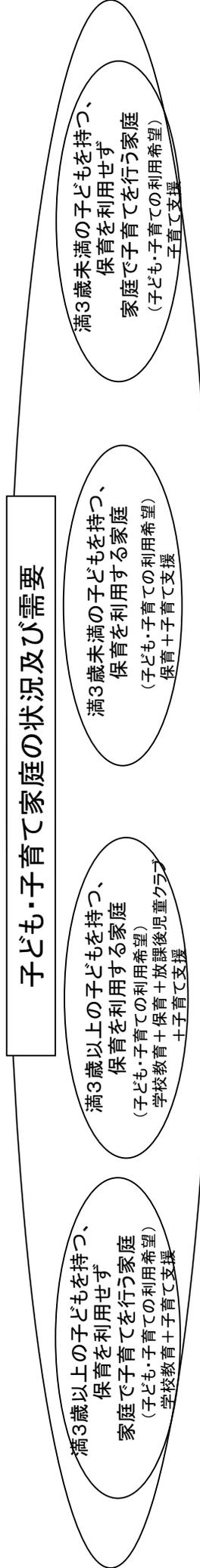
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本人化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

幼保連携型 (1,931件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

幼稚園型 (524件)

※設置主体は国、自治体、学校法人

保育所型 (328件)

※設置主体制限なし

地方裁量型 (53件)

※設置主体制限なし

《改正前》



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



《改正後》

幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本人化
- 財政措置は「施設型給付」で一本人化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

○ 施設体系は、従前どおり

○ 財政措置は「施設型給付」で一本人化

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

新制度施行前の「保育に欠ける」事由

○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

○ 以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

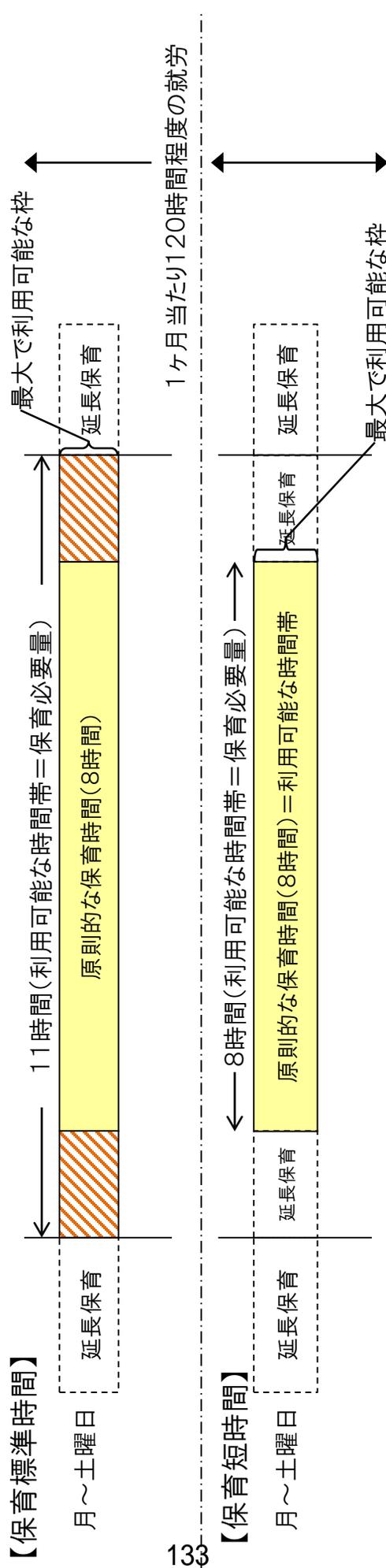
- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動・起業準備を含む
- ⑦ 就学・職業訓練等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たったの附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。